

平成26年8月20日

第26回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第26回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成26年8月20日(水) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

- 1 議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可諮問決定について

議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可諮問決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

1 番 委員	2 番 委員	3 番 委員
4 番 委員	5 番 委員	6 番 委員
7 番 委員	8 番 委員	9 番 委員
10 番 委員	11 番 委員	12 番 委員
13 番 委員	14 番 委員	15 番 委員
16 番 委員	17 番 委員	18 番 委員
19 番 委員	20 番 委員	22 番 委員
23 番 委員	24 番 委員	25 番 委員
26 番 委員	27 番 委員	28 番 委員
29 番 委員	30 番 委員	31 番 委員
32 番 委員		

1 欠席委員

なし

1 活動休止委員

21 番委員

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

主幹兼振興係長

農地担当主幹

振興係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員ご起立願います。</p> <p>一同礼。</p> <p>指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。</p> <p>(唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第26回指宿市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に「23番委員」と「24番委員」を指名いたします。</p> <p>早速議題に入ります。</p> <p>「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を、説明します。
議長	<p>議案書の1ページから2ページになります。</p> <p>(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。報告を終わります。</p> <p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	3ページをお開きください。
議長	<p>今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、1議案11件です。</p> <p>(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。</p> <p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から11番についてご審議願います。</p>

	ご質疑、ご意見等はございませんか。
16番委員	はい、議長。
議長	はい、16番委員。
16番委員	4番のカマタ農園というのは、最近できたのですか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	平成25年に農業生産法人を設立しまして、それまでは個人でやっておりました。
5番委員	はい、議長。
議長	はい、5番委員。
5番委員	年齢が書いてありませんが、青年就農給付金を貰っていました。それでバリバリやって、今は所得が250万円を超えたので貰っていません。
議長	16番委員さん、5番委員さんから補足説明がありましたけれども。
16番委員	はい、分かりました。
2番委員	いいですか。
議長	はい、2番委員。
2番委員	8番・9番の譲受人の方について、詳しく聞きたいのですが。
4番委員	はい、議長。
	私が、よく知っていますので、言いましょうか。
議長	4番委員、お願いします。
4番委員	8番と9番ですよ、8番の方は、広島から2年位前に、奥さんの実家の岩本に帰ってこられて、奥さんと2人で農業を始められたんですけども、奥さんのお父さんが高齢なものですから、夫婦でオクラと豆類を結構やっています。
	9番はですね、この方は、今、会社に勤めているんですけども、あと2年位で定年になるということで、今もしているんですけども、定年になってから一生懸命やろうかなということです。今も土・日は一生懸命やっています。
議長	ほかにご覧いませんか。
2番委員	はい、議長。
議長	はい、2番委員。
2番委員	ちょっと、休憩をお願いします。
議長	暫時休憩とします。
	(休憩)
	休憩前に引き続き審議を再開いたします。
	ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長 「なし」の声あり。
議案第1号のうち、所有権移転分の1番から11番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長 「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から11番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から40番についてを議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長 はい、議長。
事務局 はい、事務局。
議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての説明をいたします。
議案書の6ページから15ページになります。
今月の「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案40件です。内訳は、新規の利用権設定が27件、再設定が6件、移転が7件合計の面積は71,873.70㎡となっています。
以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。
それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願ひします。
これにつきましては、会議規則第25条の規定により、4番委員の退席を求めます。
(4番委員の退席を確認する。)
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長 「なし」の声あり。
議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長 「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
(4番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から12番について、ご審議願います。

これにつきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。

2番から5番については、32番委員にお願いします。

32番委員

はい。

番号2から5につきましては、私と9番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は今年、今年3月農業大学を卒業し、就農を始めるにあたり、初めて利用権の設定をします。

オクラ25a、スナップエンドウ25aの栽培を計画しており、目標年間販売高、約250万円を目指しています。

農機具等については、申請人の祖父から必要分は譲り受ける予定で、労力についても、両親の協力を得ながら一緒に経営していくとのことです。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、よろしくお願います。

議長

次に、6・7番については、20番委員にお願いします。

20番委員

はい。

番号6、7につきましては、私と29番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

今回、農業を始めるあたり、利用権の設定をします。

オクラ25a、スナップエンドウ18aの栽培を計画しており、目標年間販売高、約300万円を目指しています。また、経営の状況を見て、今後も新たに借り入れ地を取得していきたいということで、十二町地区及び山川方面を視野に農用地あっせんの借受けの手続きをしたいとのことでした。

農機具等については、必要分は所有しており、労力についても妻と一緒に経営していくとのことです。

また、青年就農給付金の申請もして、安定した経営を目指したいとのことでした。なお、営農計画書を資料の2ページに添付しています。よろしくお願います。

議長

次に、8番については、16番委員にお願いします。

16番委員

はい。

番号8につきましては、私と18番委員とで調査をいたしました。

議長

12番委員

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人はこれまでも農業を行ってきましたが、今回、初めて利用権の設定をし、借入地取得をします。

オクラ10a、キャベツ30aの栽培を計画しており、目標年間販売高は約300万円を目指しています。

農機具等については、すでに必要分は所有しており、労力についても農繁期は親類等の協力を得ながら経営していくとのことです。

なお、営農計画書を資料の3ページに添付しています。以上です。

次に、9番から12番については、12番委員にお願いします。

はい。

番号9、10、11番につきましては、私と13番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、初めて利用権の設定をし、借入地を取得して農業を始めるということです。

エンドウ30a、サツマイモ25aの栽培を計画しており、目標年間販売高は、約400万円と書いてありますが、およそ300万円位を目指しているとのことでした。

農機具等については、今後購入する予定で、当分は親戚等から借り受ける予定です。農繁期の労力についても親戚等の協力を得ながら経営していくとのことです。

なお、営農計画書を資料の4ページに添付しています。

番号12番については、これも13番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、初めて利用権の設定をし、借入地を取得して農業を始めるということです。

エンドウ30a、サツマイモ30aの栽培を計画しており、目標年間販売高は、約400万円を目指しています。また、申請人は、新規就農の届けをする時には、鹿児島市にありましたが、現在は、山川の方に住所も移しております。

農機具等については、青年就農給付金等を活用して今後購入できたらということです。当分の間、友人から借り受ける予定で、労力については、夫、両親の協力を得ながら経営していくとのことです。

議長 なお、営農計画書を資料の5ページに添付しています。以上です。
 ただいまの説明のとおりであります。
 ご質疑、ご意見等はございませんか。

23番委員 はい、いいですか。

議長 はい、23番委員。

23番委員 12番のNNさん、中山町から山川に移り住んで来られたということで、
 女性一人の力で、こんなに出来るのかなあという気がします。
 それから構成員は6人で従事するのは1人、人口が増えることはいいこ
 とですけれども、旦那さんがいらっしゃるのか、それとも両親ともいっし
 よに来たのか、そこら辺りを教えてください。

議長 12番委員さんお願いします。

12番委員 鹿児島の方に住んでいて、最近山川の方に移ったと、奥さんの方も、旦那
 の方も両親は山川の方にいます。おじさんがかなり加勢をすると言う事
 で、やっていきたいということでした。

23番委員 はい、分かりました。

議長 ほかにございませんか。

28番委員 はい、議長。

議長 はい、28番委員。

28番委員 2番、3番、4番、5番のHMさんなんですが、3名の構成員と、親の
 お仕事は何をしているんですか。教えてください。

議長 私の方でお答えしましょうかね、自分の近くなので。
 高校から、農大の方に推薦でいかれて、今回卒業ということで、父
 親は郵便局にいたんですけれども、都合で退職されて、まだ若いのだけれ
 ども、このご夫婦と真衣さんと3名で農業を始めるということになってお
 ります。農機具等は、祖父のものを借りてということですよ。

28番委員 はい、分かりました。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の2番から12番については原案のと
 おり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。
 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から12番については、
 原案のとおり承認することに決定いたします。
 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の13番から40番についてご
 審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

23番委員
議長 はい、いいですか。

23番委員
議長 はい、23番委員。

23番委員
議長 29番の農事組合法人 池田組合の代表を教えてください。

ちょっと、暫時休憩とさせていただきます。
(休憩)

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

先ほどの23番委員さんのご質問に対しては、書類上ちょっと回答しかねるということで、来月に回答ということで、よろしくお願い致します。

23番委員
議長 はい、議長。

23番委員
議長 はい、23番委員。

23番委員
事務局 おそらく、借人の面積が「0」というのも、法人は今届けが出たのじゃなくて、前から届出ている訳だから、「0」というのはないのでは。

事務局 いや、たぶん、今回が初めてだと思います。利用権設定は、あちこち作っているけど、出していないということですね。

23番委員
事務局 個人の道下さんの面積はあるかもしれないけど、法人としては、まだ「0」です。

23番委員
議長 分かりました。

委員
議長 ほかにございませんか。

委員
議長 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の13番から40番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の13番から40番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。

19番委員
議長 はい、議長。

議長 はい、19番委員。

小委員長 8月11日の転用調査時に、4番、19番、25番の委員と事務局3名の計5名で現地聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

申請に基づき、1番から9番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から4番は売買、5番と6番は互いが近接した土地であることによる農地集約のため交換、7番と9番は贈与による申請でございます。

7番は甥への贈与で、8番は弟への贈与、9番は妻への贈与でございます。

申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま

す。以上の案件に係る農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の6ページから11ページに添付してありますのでご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお

願い申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号の1番から9番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の1番から9番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の1番から9番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。

19番委員

はい、議長。

議長

はい、19番委員。

小委員長

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、下里公民館から南東へ268m行った所の農地で、東と南は道路、西は宅地、北は宅地と畑に接しています。

土地の形状については、現状で、周囲には防護柵を設置するとのことです。ソーラーパネル枚数78枚、発電出力22.3kWです。北側に一部、畑がありますが営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の36ページをお開きください。

申請地は、玉利公民館から西へ384m行った所の農地で、東は道路、西は畑、南は雑種地、北は宅地に接しています。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。農地への日照通風等には十分配慮することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

20番委員

はい、議長。

議長

はい、20番委員。

20番委員

確認なんですけれども、この土地は、場所が間違っていないですか。道路がひとつ上じゃないですか。3号の1番です。

議長

場所が違うということですか。

20番委員

向吉浩治さんの下のここじゃないですかね。

こちらは、たぶん大阪の人の土地だと思うんだけど。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

すみません。19番委員さんの言われるとおりです。

今言われた、MKさんの所になります。すみません、修正をお願いします。

議長 場所を左の方の角に、修正をお願いします。

委員 ほかにございませんか。

議長 「なし」の声あり。

委員 議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声あり。

委員 ご異議なしと認めます。

議長 よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。

19番委員 はい、議長。

議長 はい、19番委員。

小委員長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の37ページをお開きください。

申請地は、丹波小学校から西へ12m行った所の農地で、東は道路、西と北は畑、南は宅地に接しています。

申請人は、現在、借家住まいのため、申請地を購入の上、一般住宅を建築しようとするものです。土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置済みです。隣接農地から1.5mないし2m離して建築し、日照通風等に特別な影響を及ぼさないように十分配慮することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお

示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、大山駅から300m以内にある農地であることから、第3種農地の300m以内農地に該当いたします。

資料の38ページをお開きください。

申請地は、大山駅から北東へ59m行った所の農地で、東と南は畑、西と北は道路に接しています。

土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。周辺には防護柵を設置し、また、隣接農地への土砂、雨水の流出がないように施行し、雨水については側溝へ排水することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、開聞支所から300m以内にある農地であることから、第3種農地の300m以内農地に該当いたします。

資料の39ページから45ページをお開きください。

申請地は、開聞支所から東へ269m行った所の農地で、東と北は水路、西は道路と田、南は道路に接しています。

土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。ソーラーパネル枚数2,128枚、発電出力514.976kWです。隣接地から1.5m以上の幅及びフェンスを設け、周辺地に対する日照通風等に特別な影響を及ぼさないように措置を取ることから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の46ページをお開きください。

申請地は、中浜営農研修センターの西隣の農地で、東は宅地、西と北は畑、南は道路と畑に接しています。

申請人は、現在同居まいのため、申請地を義理の父から借受け、一般住宅を建築しようとするものです。

土地の形状については、道路より1.6m高いことから、切土を1.6mし、隣接農地から1.2m離し、日照通風等にも十分配慮することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も

特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、駐車場です。

農地区分・許可事項については、住宅が連たんした区域に近接した区域内にある農地で、広がりのない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の47ページをお開きください。

申請地は、魚見小学校から南へ122m行った所の農地で、東と北は道路、西と南は雑種地に接しています。

土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。隣接地に職員用の駐車場があるのですが、保護者及び来客用の駐車場がないことから、今回、申請地を購入し、駐車場を設置するものです。周辺に農地がないことから、問題はないものと判断いたします。一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、特別養護老人ホームです。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の48ページをお開きください。

申請地は、市役所から南へ773m行った所の農地で、東は宅地と畑、西は道路、南と北は畑に接しています。

申請人は国の政策である、介護療養型医療施設転換整備計画に基づき、社会福祉法人微笑会を設立し、小規模特別養護老人ホームを国の地域介護・福祉空間整備等施設交付金等を利用し、指宿市より補助金の交付を受け建築しようとするものです。

通常では新設社会福祉法人が申請しなければなりません。法人成立前に設立者名で許可申請せざるを得ない場合に限り、設立者宛の許可の効力が成立後法人に及ぶものと解して差し支えないとされていることから、申請に及んだものです。

また、指宿市長名で交付金等の確認書も貰っています。

土地の形状については、盛土を0.3mし、境界ブロックについては設置予定です。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

議長

それでは、議案第4号の1番から6番について、ご審議願います。
 ご質疑、ご意見等はございませんか。

23番委員
 議長
 23番委員
 事務局
 議長
 事務局
 議長

いいですか。
 はい、23番委員。
 番号4番ですが、中浜の営農センターの隣だと思いますが、近道勉さん
 の所の前になっていますが、センターの隣だと思うのですが。
 はい、議長。
 はい、事務局。
 すみません何回も。間違いです。中浜営農センターの隣です。
 修正をお願いします。
 資料の46ページ、ただ今、23番委員さんから指摘されましたが、こ
 の位置図が、右の方の中浜営農研修センターの西隣が正解で、この位置図
 が間違っているとご指摘がありました。そういうことですので、ご訂正願
 います。

委員
 議長
 委員
 議長

1番から6番について、ご質問等ございませんか。
 「なし」の声あり。
 議案第4号の1番から6番については、原案のとおり承認することに
 異議ございませんか。
 「異議なし」の声あり。
 ご異議なしと認めます。
 よって、議案第4号の1番から6番については、原案のとおり承認する
 ことに決定いたします。
 次に、「議案第5号 農用地あっせん申し出について」を議題といたしま
 す。事務局に議案の説明を求めます。

事務局
 議長
 事務局

はい、議長。
 はい、事務局。
 23ページから24ページになります。
 今月の農用地あっせん申し出のうち、売渡、貸付は6件です。
 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
 番号2以下につきましては、お目通しください。
 なお、所在地図及び字図につきましては、資料の49ページから68ペー
 ジに添付してありますので、ご参照ください。
 次に、農用地あっせん申し出のうち、買受希望をご説明いたします。
 25ページになります。件数は2件です。
 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
 番号2につきましては、お目通しください。

議長

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ないようですので、このあっせん申し出につきまして、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

売渡、貸付の

番号1は 1番と32番委員。 番号2は 5番と 3番委員。

番号3は 3番と 5番委員。 番号4は 3番と26番委員。

番号5は28番と25番委員。 番号6は20番と29番委員。

買受、借受の、

番号1は12番と 3番委員。 番号2は 5番と 3番委員。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。

委員

(各委員了解あり)

議長

議案第5号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は事務局案のとおり決定いたします。

これをもちまして、全ての議案は終了いたしました。

引き続き、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

その他(議案26ページを参照して説明)

1. 一時使用届出について
2. 8月の行事報告
3. 9月の行事予定
4. その他

「農業委員会等に関する法律」の改正に向けた組織検討について

議案書の方に、「組織検討項目メモ等に関する意見報告について」という、別紙があったと思いますけれども、1番から13番まで、一応事務局案として載せてありますが、これについて、まだこういうのを載せた方がいいんじゃないか、または修正ですね、そういうのがあったらよろしくお願いいたします。

議長

事務局の方から今説明がありました。4番目のその他の「農業委員会等に関する法律」の云々というのがお手元に配られていると思います。

それに、指宿市の農業委員会としてこういう形はどうかということですが、皆さん方から何かご意見等がございましたら、それを付け加えて県の方に出す、それから全国の方に持って行くというふうになっていますが、ご意見等がありましたらお聞かせください。

まあ、それを読まれて、この会終了でも結構ですので、ありましたら事務局の方に出していただければと思います。なければこういう形で、上の方に出しますので、そういうことでご了承願います。もう明日は出しますので、この委員会終了後でもいいですので、もしこの外に追加等ありましたら事務局の方に出していただければと思います。

事務局

- ・鹿児島県農業委員大会について配車関係、当日日程について説明
- ・来月の農業者年金研修会内容について説明

議長

ほかにございませんか。

農政課

皆さんこんにちは。農政課担い手支援係のTと申します。

お手元に青年就農給付金事業の就農状況調査についての文書があると思いますが、これのお願いに参りました。昨年度も8月と1月に実施をしておりまして、皆様方のご協力をいただいたところでございます。

経営計画に即して、計画的な就農ができているかどうか、実施状況を確認しまして、指導を併せて行うということでございます。大変お忙しい時期ではございますが、どうぞ御協力の方をよろしくお願いいたします。

2枚目の方に分担表を添付してございますけれども、個人情報に記載されていますので、取扱いには十分注意してください。

基本的に前回訪問していただいた農家さんを調査していただくこととしております。各班の班長は市の職員が務めます。後日班長がそれぞれ日程調整することになっております。

調査内容につきましては、これまでと同様なんですけれども、最後のページに総合所見がございましてけれども、ここに判定欄というのを設けてございます。調査した皆さんで協議をしていただきまして、農業経営がうまくいっている場合は、A、おおむねうまくいっている場合は、B、うまくいっていない場合は、Cという判定をしていただきます。Cの場合は、その理由と今後必要な指導について記載していただくことになっております。これを踏まえまして就農定着支援チーム会というのがございますが、ここで協議をしまして再度訪問して指導いたします。

この調査報告書につきましては、ファイルを各班長に配布してございます。これを9月5日までに、提出していただくことになっております。皆

様には大変ご迷惑をお掛けすることになりますけれども、よろしくお願
 いたします。以上です。

議長 ほかにございませんか。

14番委員 はい、議長。

議長 はい、14番委員。

14番委員 組織検討項目メモ等に関する意見報告というこれは、明日出されるん
 ですか。

議長 はい。

14番委員 皆さんがいいとすれば、それでいいのですけれども、明日どういう形で、
 私なんかの意見はぜんぜん入れられないのか、明日じゃないといけないの
 ですか。

事務局 明日の5時までは、結構です。

14番委員 私が思うのは、私だめだと言うそういう意味ではなくて、皆さんに今
 日出された訳だから、もうちょっと内容を検討して。

事務局 議案書に入れていきますので。

議長 事前にお目通しいたいて、議案書と検討いたいて、今日来ていた
 いて、そしてということですので。

14番委員 一人一人皆さんうちで勉強されていると思うんですけれども、ここ
 でまた説明していただければ、それは、ちょっとこうじゃないかという意見
 も出るんじゃないだろうか、私が前回来なかつたし、議案書にあんまり目
 を通していないというのも悪いんですが、皆さんのほんとの大事な時間を
 あれですけれども、大事なものについては、手直しをして出してもらえれ
 ば、ただ口で言ってメモに書いてということは、なかなか難しいこともある
 から、皆さんの意見を出してみてもとめた方が、まだまだ分かりやすい
 かな。書いて意見まで求めるというのは、なかなか皆さん。私は、なか
 かなか出来ないことでもあるものですから。

議長 まあ、事務局で色々自分も含めて検討して、そして配布して、ご意見
 等があつたら明日の5時まではということで、今回はそういう形でさせて
 いただきたいと思ひます。

14番委員 はい。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 ほかはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終
 了いたしました。

事務局 これをもちまして、第26回指宿市農業委員会を閉会いたします。
 全員ご起立願ひます。

一同礼。

(閉会 午後4時27分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員23番委員

議事録署名委員24番委員

|

|

|

|

|

|

|

|

|

